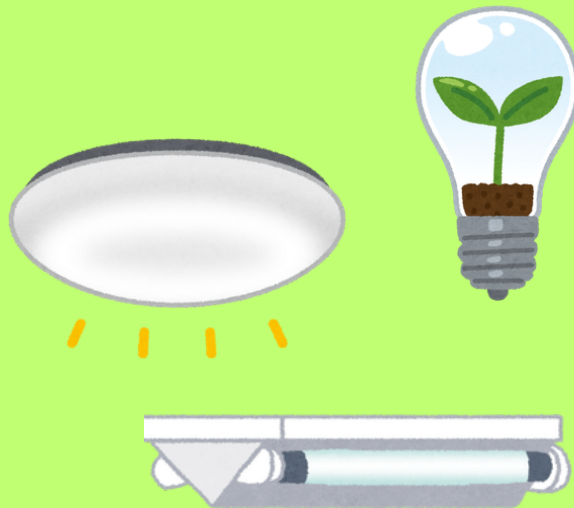


令和8年度 LED照明器具 買い換え助成金 募集要項

令和8年7月1日~12月25日



未来の地球を
一緒に守ろう

市の補助を利用して
お得に買い換え!

地球温暖化とは？



地球の周りにある、二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの「温室効果ガス」は、地球に届いた太陽の熱を逃さない働きをし、私たちが暮らすのに適した温度を保つ役割をしています。近年、この温室効果ガスが急激に増え、地球の気温が上がっています。これが「地球温暖化」です。地球温暖化の影響によるとされる異常気象や水害などが頻発しています。

市の取組

西東京市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言をしています。LED照明器具の利用促進も、ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みのひとつです。

省エネが地球温暖化対策になるの？

西東京市から出るCO₂のうち、約50%が家庭から排出されています。各家庭の取組が重要です！

使うエネルギーを減らす

LED照明器具は、従来の製品に比べて大幅に消費エネルギーを減らすことができます。

発電量が減る

CO₂排出量が減る

発電する時に石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料を燃やすと、CO₂がでるんだ。



LED照明器具の買い換えはどのくらい省エネ効果がある？

LED照明器具は、蛍光灯照明器具と比べて、消費電力も少なく、寿命も長いです。また、蛍光灯照明器具からLED照明器具に買い換えた場合、**年間で電気使用量68 kWh、電気代2,260円、二酸化炭素27.6 kg**を削減します。LED照明器具に買い換えることで、地球に優しく、家庭にも優しくなります。



出典:「家庭の省エネハンドブック2026」
東京都環境局気候変動対策部家庭エネルギー対策課

|| 申請期間

令和8年7月1日(水)から令和8年12月25日(金)まで ※消印有効

申請受付期間内に購入・設置した製品が対象です。

令和8年7月1日より前に購入・設置された場合は助成対象となりません。

申請は先着順です。ただし、受付期間内であっても、予算が上限に達した時点で申請の受付を終了します。

予算残額については、残額が少なくなってきた時点で市ホームページにてお知らせします。ホームページをご確認または環境政策課までお問い合わせください。

|| 対象者 次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、市税滞納がないこと

- (1) 西東京市に住民登録がある個人
- (2) 管理組合(市内に所在する集合住宅を管理していること)
- (3) 市内中小企業者等(市内に集合住宅を所有している市内中小企業者等)

|| 設置場所・申請要件

対象者	設置場所	申請回数
個人	自らが居住する住宅(=住民登録地)	1世帯につき1回まで
個人(オーナー) 管理組合 市内中小企業者等	市内の集合住宅の共用部分(廊下、ロビーや集会室等)または居住部分	同一の住宅につき1回まで

|| 機器の要件

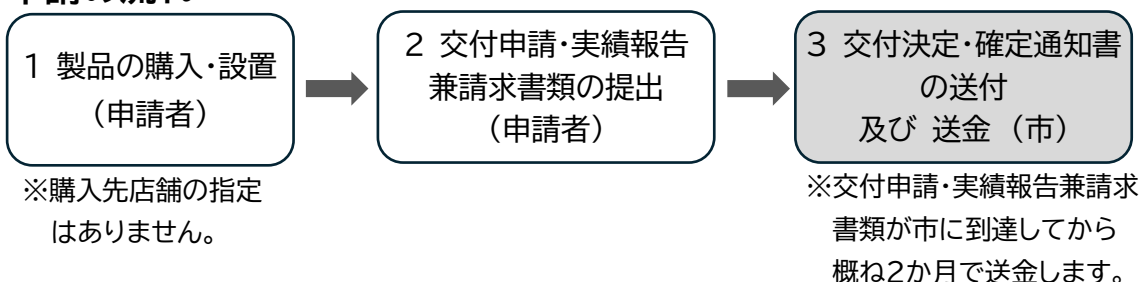
【対象】

- 交換後のLED照明器具の消費電力が、交換前の蛍光灯照明器具等より低いこと
- 「LED以外の照明器具」から「LED照明器具」への交換であること

【対象外】

- × 新規設置
- × 設置前または設置後の照明器具が、コンセントタイプの場合(例:卓上スタンドなど)
- × ランプのみの交換

|| 申請の流れ



助成金額

対象者	助成対象経費
個人(自らが居住する住宅に設置)	本体購入費
集合住宅の所有者・管理組合	本体購入費+設置工事費

【本体購入費】

- ・ 1台あたり税抜き 8,000 円以上の購入で一律 **4,000** 円の助成
※1 台あたりの領収金額(実費・税抜)が 8,000 円に満たない場合は、本体購入にかかる領収金額(実費・税抜)×1/2 で算出した額とする。(1,000 円未満切り捨て)
- ・ 2台目以降も同様の計算で、上限 **25** 万円まで助成

【設置工事費】

- ・ 集合住宅の所有者等(個人、管理組合、市内中小企業者等)のみ、設置工事費も助成対象
- ・ 設置工事費×1/2、上限**5**万円まで(1,000 円未満切り捨て)
※LED 照明器具の設置工事に直接要する費用を助成対象経費とします。(必要不可欠と認められる配線・部材等を含む)
諸経費、現場管理費、処分費、出張費などは対象となりません。「工事一式」などの記載により、詳細が確認できない場合は、内訳書を提出してください。

注意事項

- ・ ポイント、クーポン等の利用分は助成対象外です。現金やクレジットカード等によるお支払い分のみ対象となります。
- ・ 商品券、ギフト券等の利用分は助成対象外です。
ただし、申請者本人が自己負担によりギフト券等を取得し、LED 照明器具を購入したことを証する書類を提出した場合に限り助成対象とします。
- ・ 全て、税抜額での計算となります。消費税は助成対象経費に含みません。
- ・ 算出した助成金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。
- ・ 東京ゼロエミポイントとの併用は可能です。

交付申請・実績報告兼請求書の提出先・問い合わせ先

【申請期間】令和8年7月1日(水)から令和8年12月25日(金)まで

【提出方法】電子申請 もしくは 環境政策課窓口まで持参または郵送 ※窓口受付は、開庁時のみ

【提出先・問い合わせ先】

西東京市みどり環境部 環境政策課環境係

〒202-0011 西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京

▼電子申請はこちらから▼



提出書類

【共通書類】

□西東京市地球温暖化対策助成金(LED 照明器具)交付申請・実績報告兼請求書(市指定書式)

□新旧照明器具比較表(市指定書式)

□本人確認書類の写し

- 申請者が本人であることが分かる本人確認書類のコピーを提出してください。
(例)運転免許証、マイナンバーカードなど
- 運転免許証など、裏面に住所の記載がある場合は、裏面も提出してください。
- マイナンバーカードは表面のみを提出してください。

□領収書の写し

- 申請者の氏名が記載された領収書を提出してください。
- 但し書きまたは領収書の明細部分に、購入した内容の記載が必要です。(例)LED 照明器具代として
- 領収書に LED 照明器具 1 台あたりの単価の記載がない場合は、明細書等を添付してください。
- 集合住宅の共用部分等に設置し、工事費用も申請する場合は、工事費用の明細書等が必要です。

□設置前・後の写真

- 照明器具を交換したことが分かるように、同じ位置(アングル)で設置前後の撮影をしてください。
- 設置前後の写真に、設置場所ごとに同一の番号を明記してください。
(例)No.1 リビング設置前、No.1 リビング設置後、No.2 台所設置前 No.2 台所設置後)
- 設置前後の状況が分かる鮮明な画像であれば、用紙や写真の大きさは問いません。

集合住宅の共用部分に 10 台以上の照明器具を設置し、同一仕様の照明器具を一括更新する場合
次の①+②の写真でも可

- ①同一仕様の照明器具ごとに、代表箇所の交換前後の写真(近景)
- ②設置箇所全体の状況が分かり、該当する照明器具がすべて写っている写真(遠景)
(例)共用廊下(1 階～4 階)を一括更新する場合は、代表箇所の写真+各階ごとの全体写真など

【管理組合のみ】

□管理規約

- 表紙・物件名・所在地・建物概要・共用部分の定義と範囲が分かるもの

□議事録

- 対象設備の導入にあたって理事会等で承認されたことが分かる資料またはこれに代わる書類

□申請者が管理組合の代表(理事長)であることが分かる資料(理事長選任の議事録等)

- 議事録に代表(理事長)として氏名が記載されている場合は不要。

【市内中小企業者等のみ】

□中小企業基本法上の中小企業者等であることが確認できる書類 (例)確定申告書の写し等

よくある不備 ※必ずご確認ください

- ✗レシートの宛名欄『様』が空欄、レシートの宛名欄に家族の氏名が記載されている。
- ✗領収書ではなく適格請求書、請求書、納品書が添付されている。※領収の確認ができません。